

草津市職員の懲戒処分に関する指針（抜粋）

第4 公表

1 公表対象

次のいずれかに該当する処分を行った場合は公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為またはこれに関連する行為に係り懲戒処分を行った場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された職員の地方公務員法に基づき休職の分限処分を行った場合
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督責任を問うための処分を行った場合
- (4) 上記に掲げる処分のほか、社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合

2 内容、時期

- (1) 公表する内容は、原則として、被処分者の所属部局、補職級、年齢、処分内容、処分年月日、事案概要とし、処分を行った後、速やかに公表するものとする。
ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表するものとする。
- (2) 懲戒免職処分については、処分後、速やかに公表を行うこととし、被処分者の氏名も公表する。
- (3) 警察等で被処分者の氏名等が公にされている場合または社会的影響が特に大きいと認められる事案については、懲戒免職処分以外であっても、被処分者の氏名を公表する。

3 公表の例外

- (1) 被害者またはその関係者のプライバシー等の人権に配慮する必要がある場合は、その全部又は一部を公表しない。

滋賀県公立学校教職員の懲戒処分に係る公表基準

- 1 目的 この公表基準は、滋賀県公立学校教職員の倫理の確立と情報公開の観点から、県教育長が行った懲戒処分等を公表することにより、教職員に公務員としての自覚を喚起するとともに不祥事の防止を図り、もって本県の公教育に対する県民の理解と信頼を確保することを目的とする。
- 2 公表の対象 (1)地方公務員法に基づく免職、停職、減給または戒告の懲戒処分 (2)上記(1)に関連する管理監督者に対する懲戒処分または人事管理権に基づく事実上の処分
- 3 公表の内容 (1)公表する内容は、原則として次のとおりとする。 ① 処分の年月日 ② 処分の内容 ③ 事案の概要 ④ 被処分者の所属校種（県立学校、市町立小中学校の別） ⑤ 職名 ⑥ 年齢 ⑦ 性別 (2)氏名等の個人情報の公表 懲戒処分等に係る非行内容等について、社会的影響、被処分者の職責等を勘案して 氏名等を公表することが妥当であると認める場合、被処分者の所属学校名および氏名 を公表するものとする。
- 4 公表の例外 被害者が公表を望まない場合、被害者またはその関係者のプライバシー等の権利利益 を侵害する恐れがある場合等は、公表内容の一部または全部を公表しないことができる。
- 5 公表の時期および方法 (1)処分を行った後、速やかに公表する。 (2)公表は、報道機関への記者発表または資料提供により行う。
- 6 適用の期日 この公表基準は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。